

同 意 書

私は、空家バンク制度に空家等の登録を申し込むに当たり、下記の内容に同意します。

記

- 1 市は、空家等に係る交渉、売買又は賃貸借の契約等の媒介行為は行わないため、交渉、契約等に関する一切のトラブルについては、当事者間で誠意を持って解決すること。
- 2 龍ヶ崎市空家バンク制度空家等登録カードの記載内容について、市が固定資産税課税台帳等により確認すること。
- 3 交渉、契約等の一切について、龍ヶ崎市空家バンク制度空家等登録申込書で選択した媒介業者へ市が公益社団法人茨城県宅地建物取引業協会(以下「宅建協会」という。)に依頼すること。
- 4 空家バンク制度に登録した空家等の情報(以下「空家等情報」という。)の全てを市が宅建協会及び媒介業者に提供すること。
- 5 登録をした空家等の詳細調査(立入調査、写真撮影等の空家等の確認に必要な調査)を市及び媒介業者が実施すること。また、媒介業者が実施した調査結果を市に提供すること。
- 6 空家等情報(所有者に関する情報を除く。)及び市又は媒介業者が撮影した空家等の写真を広く一般に公開すること。
- 7 媒介業者が交渉、契約等を進める際、相手方に空家等情報を提供すること。
- 8 宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第46条第1項の規定に基づく額の報酬を媒介業者に支払うこと。
- 9 登録申込み以降は、龍ヶ崎市空家バンク制度実施要綱の規定により手続等を行うこと。
- 10 登録をする空家等について、所有者等の責任において除草、剪定等の維持管理を適宜行うこと。

年 月 日

住所
氏名(署名)

龍ヶ崎市長 様